

神戸市結婚新生活支援事業 補助対象要件チェックシート（平成31年度）

申請前に、下記の補助対象要件を満たしているか確認してください。

補助金(最大 30 万円)申請における対象要件

チェック欄	対象要件（※下記のすべてに該当していること）
	①新婚世帯の要件
<input type="checkbox"/>	★平成31年1月1日から事業終了日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること。
<input type="checkbox"/>	★平成30年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満であること。 ※ただし、(ア)、(イ)の場合は、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とします。 (ア)婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した方については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。 (イ)貸与型奨学金の返済を行っている場合 (対象となる所得) = (夫婦の前年の所得) - (貸与型奨学金の前年の年間返済額)
<input type="checkbox"/>	★夫婦共に婚姻時における年齢が34歳以下であること
	②入居対象となる住居の要件
<input type="checkbox"/>	★神戸市内にあること。
<input type="checkbox"/>	★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。 ※昭和56年6月1日以降に建築(着工)した住宅。昭和56年5月31日以前に建築(着工)された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。
<input type="checkbox"/>	★広さが最低居住面積水準以上であること。
	③居住の要件
<input type="checkbox"/>	★夫婦がともに神戸市に住民登録を有すること。
<input type="checkbox"/>	★申請時に申請世帯のいずれかの住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっていること。
<input type="checkbox"/>	★神戸市内に申請日より2年以上継続して居住する意思があること。
	④その他の要件
<input type="checkbox"/>	★他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	★過去に本制度に基づく補助を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	★申請世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。



①～④の要件に該当する場合、対象費用の要件を確認してください。

チェック欄	対象費用の要件（※該当する項目にチェックしてください）
<input type="checkbox"/>	《新居の住居費を申請する場合》 ★平成31年1月1日から事業終了日までの間に支払いが完了している住居費であること ※賃貸費用について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助対象外です。
<input type="checkbox"/>	《引越費用を申請する場合》 ★平成31年1月1日から事業終了日までの間に支払いが完了している引越しであること。※事業終了日までに引越しを行う必要があります。